

日清戦争後の中国賠償借款とフランス資本（上）

篠 永 宣 孝

目 次

はじめに

- 1 露仏借款（1895年）
 - 2 第1回英独借款（1896年）（以上第80号）
 - 3 第2回英独借款（1898年）
- むすび（以上次号）

はじめに

日清戦争は中国ばかりでなく東アジアの国際情勢を根本的に変化させた。戦争で中国の明白な弱体化を目撃した欧米列強諸国は、獅子の分け前に与かるべく一斉に中国への侵入を加速化させた。欧米列強諸国の帝国主義的野心により、中国に於けるイギリスの圧倒的な政治的金融的商業的優位も次第に脅かされるようになった。

イギリスによって確立された「アジア三角貿易」（イギリス→インドに綿製品、インド→中国にアヘン、中国→イギリスに茶）は、1870年代からその枠組みが次第に崩れてきていたとはいえ、中国貿易に於けるイギリスの商業的優位を長らく保証してきた。また、金融（借款）面に於いても、1865年にイギリスによって中国最初の借款供与（143万ポンド）が行われて以来日清戦争に至るまで、イギリスが事実上中国借款を独占してきたのである（表1参照）。そして、これら中国借款の発行の大部分を引き受けたのは、イギリス系海外銀行の一つである香港上海銀行（匯豊銀行）Hongkong and Shanghai Banking Corporation¹⁾（1865年設立）であった。だが、中国政府が日清戦争までに外国から借り入れた総額は、本稿の主題である中国賠償借款²⁾やそれ以後の借り入れ総額と比べれ

表1 中国政府発行の外債（1874–1895年）

借款名	発行年	発行額	金利	償還年	引受価格	発行価格	発行引受銀行
1874年中国政府借款	1875・1 1876・3	£ 352,700 £ 274,915	8%	1885	—	—	香港上海銀行
1874年中国政府借款	1874	Tls.2,000,000	9%	1884	—	—	東洋銀行、ジャーディン＝マセソン商会
1875年中国政府借款	1875	Tls.1,000,000	8%	1885	—	—	東洋銀行、ジャーディン＝マセソン商会
1877年中国政府借款	1877・12	£ 1,604,276	8%	1884	—	—	香港上海銀行
中国政府銀借款	1879・3	Sh. 1,949,500 Tls.	8%	1884	—	—	香港上海銀行
1881年中国政府銀借款	1881・6	Sh. 4,384,000 Tls.	8%	1887	—	—	香港上海銀行
1885年中国政府借款	1886・3	£ 1,505,000	7%	1895	—	—	香港上海銀行
1885年中国政府借款	1885・6	£ 7,500,00	6%	1895	—	—	香港上海銀行
1885年中国政府借款	1885・6	£ 1,500,000	6%	1895	—	—	ペアリング商会
1886年中国政府銀借款	1886・12	Sh. 767,200 Tls.	7%	1917	—	—	香港上海銀行
1887年中国政府借款	1887・4	M. 5000000	5.5%	1902	—	—	R.Warshauer & Co, J.S.H.Stern (Hambourg)
1894年中国政府銀借款	1894	Taels 10,900,000	7%	1913	—	98%	香港上海銀行
1895年中国政府借款	1895・2	£ 3,000,000	6%	1914	92%	96.5%	香港上海銀行
1895年中国政府金借款 (カッセル借款)	1895・7	£ 1,000,000	6%	1915	95.5%	106%	チャータード銀行
1895年中国政府借款	1895	£ 1,000,000	6%	1915	—	104.5%	ドイツ国立銀行、Von der Heydt & Co, Behrens & Söhne (Hambourg)

出所：Tableau des Emprunts Chinois (1^{er} Juillet 1919), Archives Economiques et Financières (以下 AEF), B 31602.

ばそれほど多くなく、また大部分の借款も短期間のうちに支払いを済ませているので（表1参照）、日清戦争までの中国政府の財政は決して逼迫していたわけではなく、総じて豊か（歳入超過）であった³⁾。

こうした状況は、日清戦争での中国の敗北によって大きく変わって行くことになった。

日清戦争後の中国賠償借款とフランス資本（上）

日本は、下関条約（1895年）といふイギリスの南京条約（1842年）に匹敵する不平等条約を中国に押し付け、遼東半島（後に返還）・台湾・澎湖諸島を割譲させることで「中国争奪戦 scramble for China」の先鞭をつけた。その上、日本は当時の中国政府歳入（約8000万両）のおよそ3倍に相当する巨額の軍費賠償金（2億3000万両）を中国に課したので、戦争によって財政が一挙に逼迫した中国はその支払いのためどうしても外国借款に頼らざるを得なくなった。欧米列強諸国は、中国政府への借款供与を条件に、外交手段を駆使して利権の獲得や中国財政の支配さえをも争うようになったのである。中国に於けるイギリスの影響力に大きく遅れを取ってきたフランスも、自慢の金融力・資本力を最大の武器（arme financière）に、この機会を最大限利用しようとした。こうして、日清戦争後の中国情勢は列強諸国間競争によって俄に緊迫したものとなった。

1 露仏借款（1895年）

1895年4月17日、下関で日清講和条約が締結された。条約の主な内容は、(1)中国は朝鮮の完全な独立を承認する。(2)遼東半島・台湾・澎湖諸島を割譲する。(3)軍費賠償金として庫平銀2億両（テール）を支払う（7カ年年賦）。(4)沙市、重慶、蘇州、杭州を開市・開港する。(5)日清通商条約を締結する（日本に最惠国待遇を認める）。(6)揚子江航行権の許可。(7)開港場に於いて、自由に各種製造業に従事し、その製品に対する内国運輸税、賦課金などに特典を認める。(8)条約施行の担保として、日本軍が一時的に威海衛を占領する、などであった。

日清戦争の行方とその結果に重大な関心を抱いていたロシアは、早くから極東進出のための戦略を練り上げていた。1895年4月6日、ロシア政府は、外相ロバノフ Lobanoff の強い要請に基づいて、1848年以来シベリア総督ムラヴィヨフ Mouravieff によって着手されていた「南下政策」を再開し、極東に「不凍港」を見出すことを決定した。この政策を実現するために、95年4月11日、蔵相ウィッテは、1891年に着工していたシベリア鉄道を利用したアジアへの「平和的浸透 pénétration pacifique」計画を提案した⁴⁾。こうしたなか、講和会議で日本の遼東半島領有の意向が伝わると、ロシア政府は、条約締結前の4月8日、遼東半島の領有を断念させるために共同して日本政府に干渉することを、フ

ラヌス、ドイツ、イギリス一後にこの誘いを断る一に提案した⁵⁾。こうして、4月23日、露・仏・独の3ヵ月国公使は日本外務省を訪れ、遼東半島領有を放棄するよう勧告した。3ヵ国政府の圧力に抗しきれず、5月5日に日本は中国に遼東半島の返還を約し、その代わりに中国政府は3000万両の報償金を支払うことになった（1895年11月8日）⁶⁾。この三国干渉の成功は、以後機会あるごとに3ヵ国政府が中国政府に「報酬」を要求するための口実とされるのである。

かくして、中国政府は庫平銀〔純銀575グレインを1両とするもの〕2億3000万両の軍費賠償金の支払義務を負い、条約の批准交換（1895年5月8日）後6ヵ月以内に第1回目の賠償金を支払わねばならなくなつた。このため、中国政府は、95年4月早速およそ4000万ポンドの借款交渉を開始し、先ず海關總稅務司ロバート・ハート Robert Hart にこれを相談した⁷⁾。ハートは直ちに、これまでの中国借款の大部分を引受け中国ビジネスに経験豊富であった香港上海銀行に打診した。5月初め、香港上海銀行ロンドン支配人キャメロン Ewen Cameron はイギリス外務省を訪れ、銀行がこの借款全額を一括して引き受けたいとの意向を伝え、借款交渉での外務省の支援を要請した。だが、同行の引受可能な借款額はせいぜい1500万ポンドでしかなかったので、外国の銀行の援助を仰ぐためにドイツのディスコント・ゲゼルシャフト Disconto-Gesellschaft やフランスのクレディ・リヨネ Crédit Lyonnais、パリ＝オランダ銀行 Banque de Paris et des Pays-Bas（以後、パリバ Paribas）などに打診した。

ところで、中国に於けるイギリス政府の政策は、自由で公正な競争を保証することに止めた自由放任主義（laissez faire）であり、政府が民間のビジネスに直接関与することを極力避けてきた⁸⁾。だが、イギリス政府の伝統的なこの不干渉主義も、帝国主義列強間の競争が熾烈になってきた1880年代から修正を余儀なくされてきた。1895年5月、時の自由党内閣ローズベリ Lord Rosebery 首相—ロスチャイルド家の娘と結婚—は、借款交渉の政治的重要性と列強諸国政府の積極的な関与を鑑みて、借款問題を協議すべくロスチャイルド商会 N. M. Rothschild & Sons Co. と接触した。そして、ローズベリ卿は、同商会当主ロスチャイルド卿 Lord Rothschild (Nathaniel) の提言に基づいて、中国借款を英・独・仏などの間で均等に分割する国際借款とし、ロスチャイルド商会も香港上海銀行と共にイギリスの分担分の発行に参加するという方策を推奨した⁹⁾。しかしながらこの

方策は、ロンドン市場で中国賠償借款の全額を引き受けようと画策してきたキャメロンの思惑とは明らかに食い違っていたので、ローズベリー卿の考えに与しない限りは、外務省の援助を全く期待できることとなった。こうして、香港上海銀行の借款交渉は暗礁に乗り上げてしまった。

政府と銀行の思惑が噛み合わず奏功しなかったイギリスに替って、借款交渉を主導することになったのはロシアであった。三国干渉で最も「功があった」と考えたロシア政府は、借款交渉でも中国政府に対して強力な外交的圧力を加えた。そして5月中頃、ロシア政府は、皇帝ニコライⅡ世臨席の御前会議で、1500万ポンドの中国借款の発行を支援する決定を下した。だが、ロシア自身がフランスに対する大債務国であったことから、ロシア政府はこの借款でもフランスの銀行の協力を仰がざるを得なくなることは避けられなかったのである。

一方、フランスでも、三国干渉後早くからパリの大銀行の代表が集まって中国借款の可能性を協議していた¹⁰⁾。5月17日、彼らは外務省を訪れて、借款に関する情報を提供すると同時に、パリ銀行家の考えを外相アノトー Hanotaux に報告した¹¹⁾。彼らは、先ずパリの諸銀行も中国借款への参加を切望していることを伝え、ベルリンではドイツの大銀行ばかりでなく皇帝自身もこの問題に精力的に取り組んでいることを知らせた。更に、パリの大銀行は、「フランス政府に奉仕する積もりであり、政府の政策に逆らう積もりはさらさらなく、政府の贊助がないならば何事も行わない」と断言し、借款実現のあ까つきには、担保として中国海關収入の管理¹²⁾を望んでいることを伝えた。こうしたことから、結局パリでは借款に関して次のような見方をしていた。「パリでは他の何処よりも資金が潤沢にあり、しかも低金利であるので、金融的観点からするならば、フランスの協力がなければどんな借款も成功しないであろう。もしもフランスに資金の援助を求めてくるならば、フランスにとって最も重要なことは、ドイツ、イギリス、アメリカ等の列強諸国だけが借款の発行や担保システムの編成から生じる政治的商業的特典を獲得しようとするのを見過しないことである」¹³⁾と。

他方で、翌5月18日、ロシアへの借款でパリの大銀行（特に、パリバ）と長らく競争関係にあったパリのロチルド商会 maison de Rothschild frères の当主アルフォンス・ド・ロチルド男爵 baron Alphonse de Rothschild が、リボ首相 A. Ribot に新しい借款

計画を知らせてきた。それによると、借款額は2億5000万両（約10億フラン）であり、その交渉は直接ロシア政府と中国政府との間で行われる、というものであった¹⁴⁾。

列強諸国を競争させるためあちこち打診していた中国政府は、1895年5月末になって、遂にサンクトペテルブルク駐在公使、許景澄 Hui King-tchéng に1億両の借款をロシア蔵相ウィッテと交渉するよう打電してきたので¹⁵⁾、交渉はいよいよ大詰めを迎えた。ロシア政府は、この借款をロチルド男爵の仲介とフランス政府の協賛を得て実現しようと考え、当初からイギリスとドイツは除外する積もりであった。そこで、5月29日に、ウィッテは彼の右腕でサンクトペテルブルク国際商業銀行支配人アドルフ・ロツタン〔ロートシュタイン〕 Adolphe Rothstein をパリに派遣して、ロチルド商会との交渉に当たらせることにした¹⁶⁾。しかしながら、ロツタンとロチルド男爵との交渉は、結局奏功しなかった。というのは、ロンドンのロスチャイルド商会を介してイギリスと緊密に連係していたロチルド男爵は、このような借款発行にイギリス外務省の同意とイギリスの銀行の参加が得られないであれば国際紛争を招く恐れがあるとして、6月5日正式に参加を辞退したからである¹⁷⁾。その結果、ウィッテは急遽、ロチルド商会のライバルであったパリバ、クレディ・リヨネ、オッタンゲル商会 M. M. Hottinguer et C^{ie}、ソシエテ・ジェネラル Société Générale、パリ国民割引銀行 Comptoir National d'Escompte de Paris、商工信用銀行 Crédit Industriel et Commercial で構成されたフランスの銀行グループの協力を仰がざるを得なかった。そして、6月5日にロシア政府はパリの銀行グループと共同して中国政府に最終的提案を行い、12日には、ウィッテと中国公使許景澄の間で交渉はほぼ合意に達した¹⁸⁾。こうして、7月6日にロドルフ・オッタンゲル Rodolphe Hottinguer（オッタンゲル商会当主）を代表とする仏露銀行シンジケートによって、ロシア政府が支払を保証した中国借款の発行契約が最終的に結ばれた。契約の内容は以下の通りであった。発行額は4億フラン（約1600万ポンド）で、金利は4%、銀行の引受価格（一括購入価格）は94.5%、発行価格は96.5%、償還期限は36年、担保は中国海關收入であった。その上、特別条項で、中国政府は6ヵ月間新たな借款の発行を禁止された¹⁹⁾。仏露銀行シンジケートの各銀行の発行引受分担額は、表2に示されている。4億フランの発行額の62.5%にあたる2億5000万フランの発行をフランス銀行グループが引き受け、残りの1億5000万フランをロシア銀行グループ引き受けことになったので、結局これは事実上フランスから

表2 露仏借款の発行引受分担額

銀行名	引受額 (franc) (%)
M. M. Hottinguer et Cie	62,500,000 (15.6)
Banque de Paris et des Pays-Bas	62,500,000 (15.6)
Crédit Lyonnais	62,500,000 (15.6)
Comptoir National d'Escompte de Paris	25,000,000 (6.3)
Société Générale	25,000,000 (6.3)
Crédit Industriel et Commercial	12,500,000 (3.1)
フランス銀行グループの合計	250,000,000 (62.5)
Banque Internationale de Commerce de Saint-Pétersbourg	75,000,000 (18.8)
Banque Russe pour le Commerce Etranger	25,000,000 (6.3)
Banque d'Escompte de Saint-Pétersbourg	25,000,000 (6.3)
Banque de Commerce de Volga-Kama	25,000,000 (6.3)
ロシア銀行グループの合計	150,000,000 (37.5)
総計	400,000,000 (100%)

出所 : J. V. A. MacMurray, ed., *Treaties and Agreements with and concerning China, 1894-1919*, vol.1, New York, 1921, p.39.

ロシア政府への別な形の借款であるとして、外相アノトーはこの借款契約に必ずしも満足したわけではなかったのである²⁰⁾。

1895年7月19日、借款はフランスとロシアで同時に発行され、債券の6割以上がパリ市場で売り捌かれたのである。

2 第1回英独借款（1896年）

政府の方針と齟齬をきたし、仏露グループに第1回目の賠償借款を奪われてしまった香港上海銀行は、直ちに第二回目の賠償借款獲得に向け準備を進めた。1895年7月27日、香港上海銀行は極東に於けるドイツの国策的銀行の独亜銀行 Deutsch-Asiatische Bank²¹⁾と秘密協定を結び、将来の中国政府による全ての借款を共同して交渉し対等に分割する約束を交わした²²⁾。また、香港上海銀行はこの協定でロスチャイルド商会にも中国ビジネスへの参加を約束するのを忘れなかった。そして、香港上海銀行はイギリス外務省と密接な関係を維持しつつ、第2回賠償借款に備えた。第1回賠償借款から6ヵ月経過す

ると、1億両（1600万ポンド）の第2回賠償借款の交渉が北京で開始された。即ち、1896年1月6日から、英独シンジケートを代表して香港上海銀行のヒリアー Guy Hillier が英・独公使の支援を得て総理衙門と交渉に入ったが、ロシアは国内の市況の悪化から交渉に積極的ではなかった²³⁾。それ故、英独シンジケートの交渉は大いに進捗していたが²⁴⁾、2月始めに総理衙門は、英独シンジケートの要求が余りにも厳し過ぎるとして、交渉を中断してしまった。というのは、英独シンジケート提案の発行条件は、発行額は1600万ポンド、金利は5%、発行価格は95%、引受価格は89.5%、銀行手数料は5.5%であり、前回の露仏借款と比べると中国にとって極めて割高だったからである。そこで、総理衙門大臣の恭親王 prince Kong は、北京駐在公使ジェラール A. Gérard にフランスの支援を要請し、フランス銀行家の条件の提示を求めたのであった²⁵⁾。

一方パリでは、ジェラールからの報告に答えるべく、1896年2月14日に、外相ベルトロ Marcellin Berthelot の官房長リヨン Georges Lyon²⁶⁾ が大蔵省を訪れ、蔵相ドゥメール Paul Doumer に借款問題を相談した。ドゥメールは、パリの市況は十分に堅調なので、英独シンジケートよりも遙に有利な条件で中国借款を発行することができると考えた。そして、大蔵省国庫動向総局長 (directeur du Mouvement général des Fonds) ドラツール Albert Delatour からの情報に基づいて、ドゥメールは、借款の金利は5%で、発行価格は97%か98%が適当であろうと伝えた²⁷⁾。2月14日の午後、ドゥメールは、金融業界の考えを聞くために、パリ金融界の大御所でパリバ頭取ウジェーヌ・グアン Eugène Goüin を始めとする財界人と面会した。グアンは、中国借款の引受価格はせいぜい額面の89%以下でしかないと評価して、ドゥメールや大蔵省の借款に対する考え方を冷やかに受け止めた。ドラツールによると、「グアンの中国借款に対する冷淡さは、パリバと密接な関係にあるドイツ銀行 Deutsche Bank がこの借款の依頼を断ったばかりであるという事実によって説明され得るのである」²⁸⁾。これに対し、他の金融家、取り分け公認仲買人組合理事長 (syndic des agents de change) のヴェルヌイユ Maurice de Verneuil は、発行価格が95%であれば、ドゥメールの条件で借款発行は可能であろうと主張した²⁹⁾。その後、パリの主要銀行の代表と会談したドゥメールは、借款は何ら問題なくパリで発行することができるとの確信を新たにした。というのは、創設されたばかりの露清銀行 Banque Russo-Chinoise の代表取締役ロッタンと連係しているオッタングルやグア

ンのような銀行家は、既にロシア政府の支援を仰ぐために、発行額のうちの 4000 万両を露清銀行に留保することを考えていたからである³⁰⁾。しかしながらロシアでは、ロツタンからこのことを知らされたウィッテは、露清銀行やロシア金融界が借款に参加することを禁じたのである³¹⁾。ウィッテの決定に驚いたフランス銀行家は、何とかロシアをフランス銀行家の計画に引き入れようと試みた。何故なら、フランス銀行家は、「もしも困難が起った場合、ロシアはフランスよりも遙に効果的に介入してくれるであろう」と考え、「もしもロシアが参加しないのであれば、借款という考えを極めて否定的に検討した」からである³²⁾。だが、フランスの目論見は結局外れてしまった。ジェラールからフランスの最終的回答を知らせるよう何度も急かされていたベルトロは、3月4日に、ドゥメールを介してフランス銀行家の返事をようやく受け取った。それによると、借款の金利は 5% で、引受価格は 90%（手数料込み）であった³³⁾。この条件は予測されていた数値からは程遠いものだったので、総理衙門は大いに落胆した。英独シンジケートが新たに 90.5%（全て含めての引受価格）の最終的提案を行ったという情報を入手したジェラールは、競争相手を退けるためには、引受価格を 93% か 92% に引き上げるか、もしくは金利を引き下げる必要があると、急ぎベルトロに知らせた³⁴⁾。ところが、パリの銀行家はジェラールによって指示された数値は高すぎると判断した。92% の数値は不可能と言うわけではないが、中国は一層有利な条件を獲得するために両天秤をかけているとして、フランス政府は総理衙門に中国側の最終的提案を知らせるよう要求したのである³⁵⁾。

ところが、英独シンジケートは、中国借款を仏露同盟国側に再度独占されるのを恐れ、またハートの引受条件緩和の要請を受けて、急遽借款の引受価格を 94% にまで引き上げてきたのである。かくて、1896 年 3 月 11 日、中国政府は香港上海銀行及び独亜銀行と 1 億両（1600 万ポンド）借款の発行契約を締結した。借款の金利は 5%、引受価格は 94%、償還期限は 36 年、担保は海關收入、発行価格は 98.5%（予定）であった³⁶⁾。そうして、この借款は、1000 万ポンドと 600 万ポンドに 2 回に分け、ロンドンとベルリンで折半して発行されることになった。1 回分の 1000 万ポンドは、額面の 98.75% の価格で 1896 年 3 月に、2 回分の 600 万ポンドは、99% の価格で同年 9 月に、それぞれ発行された。だが、ウィッテの情報によると、ドイツの諸銀行は自らの分担分を全て売り捌くことができず、大部分を銀行が引き取らざるを得なかったのである³⁷⁾。このことから、英独シンジケート

にとって第1回英独借款は経済的には必ずしも成功したとは言えないであろう。

結局のところ、フランスとロシアが借款交渉に加わることによって、列強を競わせて最も有利な条件を獲得するという中国政府の戦術が今回見事に成功したと言ってもよいであろう。というのは、英独シンジケートは、最終的に借款の引受価格を最初の89.5%から94%に、発行価格を95%から98.5%（実際は98.75%と99%で発行）に引き上げざるを得なかったからである³⁸⁾。

注

- 1) 香港上海銀行については、キングによる当該銀行の所蔵文書（アーカイブズ）を用いた浩瀚な研究書やコリスの当該銀行の100年史などを参照。
F. H. H. King, *The Hongkong Bank in Late Imperial China, 1864–1902 : On an even keel*, Cambridge, 1987 ; F. H. H. King, *The Hongkong Bank in the Period of Imperialism and War, 1895–1918 : Wayfoong, the Focus of Wealth*, Cambridge, 1988 ; M. Collis, *Wayfoong – The Hongkong and Shanghai Banking Corporation*-, London, 1965.
- 2) 本稿は筆者が1988年5月にパリ第8大学に提出した学位論文 N. Shinonaga, *La Formation de la Banque Industrielle de Chine et son Ecroulement—Un défi des frères Berthelot*—(Thèse de 3^e cycle, Université de Paris VIII) の一部（154～184頁）をベースに新資料などを追加して加筆・修正したものである。中国賠償借款については、下記の如くマクリーン McLean、エドワーズ Edwards、キング King、鈴木俊夫等によって分析が行われているが、これらの研究は主としてイギリス外務省文書や香港上海銀行所蔵文書等に依拠したイギリス側（イギリスの観点）からの分析であり、当時イギリスに匹敵する金融市場を擁していたフランスから見た分析が全く欠如している。その上、第一回目の露仏借款については、交渉の舞台がフランス・ロシアにあった関係上、分析や記述の誤りも随所に見られる。中国外債の発行という欧米列強の政策や国際金融市場に関わる問題を取り扱うには、フランスの史料に依拠したフランス側（フランスの観点）からの分析も不可欠であり、イギリス側からの分析との擦り合わせも必要であろう。本稿は、主としてフランス外務省文書や大蔵省文書に依拠し、中国賠償借款の成立過程の分析を通して、フランス政府（外務省）の政策、フランスの外務省や銀行・金融業者の対応、あるいは政府=金融界間の連係などの問題を論じたものである。
Cf. D. McLean, 'The Foreign Office and the First Chinese Indemnity Loan, 1895', *Historical Journal*, XVI, 2, 1973 ; E. W. Edwards, *British Diplomacy and Finance in China, 1895–1914*, Oxford, 1987 ; King, *Hongkong Bank in the Period of Imperialism* ; 鈴木俊夫「香港上海銀行と日清戦争賠償公債発行（1895–1898年）」『中京経営研究』中京大学経営学部創立記念号、1991年4月。
- 3) 山崎勇治「アジアをめぐる世界経済的連関」入江節次郎編著『世界経済史』ミネルヴァ書房、1997年、193～205頁。
- 4) P. Renouvin, *La Question d'Extrême-Orient, 1840–1940*, Paris, 1946, pp.39, 132–133, 150–151 et 160–163 ; R. Girault, *Emprunts russes et Investissements français en Russie, 1887–1914*, Paris, 1973, pp.305–306.

- 5) Télégrammes d'Hanotaux à Gérard, 20 avril 1895, Ministère des Affaires Etrangères (以下 MAE) (Correspondance Politique, 以下 CP), Chine, tome 89, folio 345 et 346 ; Renouvin, *Question d'Extrême-Orient*, p.151 ; P.Guillen, *L'Expansion, 1881-1898*, Paris, 1984, pp.372-374.
- 6) 張鳳仙「「三国干渉」と「遼東半島返還」を論ず」中国東北地区中日関係史研究会編『中国人の見た中国・日本関係史』東方出版、1992年、165～184頁。
- 7) 以下の中国借款に対するイギリス側の対応については、McLean, 'Foreign Office' 参照。
- 8) D. C. M. Platt, *Finance, Trade and Politics in British Foreign Policy, 1815-1914*, Oxford, 1968 ; Edwards, *British Diplomacy*.
- 9) McLean, 'Foreign Office' ; Télégramme de Montebello, ambassadeur de France à Saint-Pétersbourg, à Hanotaux, 12 juin 1895, *Documents Diplomatiques Français* (以下 DDF), 1ère série, tome XII, p.82.
- 10) Télégramme d'Hanotaux à Gérard, 8 mai 1895, MAE (CP), Chine, tome 90, folio 46 ; Télégramme d'Hanotaux à Montebello, 17 mai 1895, DDF, 1ère série, tome XII, pp.19-20.
- 11) Télégramme d'Hanotaux à Montebello, 17 mai 1895, ibid.
- 12) 海關は、アヘン戦争後の開港場に設けられた税關であり、これを管理するために外国人稅務司が任命された。この海關を統括するのが海關總稅務司のハートであった。この海關制度が導入されて以来、海關收入は清国財政の重要な財源となった。外国借款の主要な担保とされるようになり、イギリス政府や香港上海銀行は海關の管轄への列強諸国の介入に極めて敏感であった。香港上海銀行のキャメロンが当初中国借款の独占を図ったのも、この海關行政への列強諸国の介入を恐れたからである。海關については次の著作を参照。

浜下武志『中国近代経済史研究－清末海關財政と開港場市場圈』汲古書院、1989年；同『近代中国の国際的契機』東京大学出版会、1990年；同『朝貢システムと近代アジア』岩波書店、1997年。

- 13) Télégramme d'Hanotaux à Montebello, 17 mai 1895, op.cit.
- 14) Télégramme d'Hanotaux à Montebello, 19 mai 1895, DDF, 1ère série, tome XII, pp.23-24.
- 15) Lettre particulière de Mohrenheim, ambassadeur de Russie à Paris, à Hanotaux, 27 mai 1895 et Télégramme de Montebello à Hanotaux, 30 mai 1895, DDF, 1ère série tome XII, pp.48 et 50 ; Dépêche de Gérard à Hanotaux, 12 juin 1895, MAE (CP), Chine, tome 90, folio 317-319.
- 16) Télégramme de Montebello à Hanotaux, 30 mai 1895, ibid. ; Dépêche de Gérard à Hanotaux, 12 juin 1895, ibid. ; Télégramme d'Hanotaux à Montebello, 1er juin 1895, DDF, 1ère série, tome XII, pp.60-61.
- 17) Télégrammes d'Hanotaux à Montebello, 19 mai et 1er juin 1895, Télégrammes de Montebello à Hanotaux, 2 et 5 juin 1895, DDF, 1ère série, tome XII, pp.23-24 et 60-62. ロチルド男爵は、一括して2億5000万両の借款の発行を露・仏・英が共同して行うことを望んでいたのである。
- 18) Télégramme de Montebello à Hanotaux, 2 juin 1895, DDF, 1ère série, tome XII, pp.61-62 ; Dépêche de Gérard à Hanotaux, 12 juin 1895, MAE (CP), Chine, tome 90, folio 317-319.
- 19) J. V. A. MacMurray, ed., *Treaties and Agreements with and concerning China, 1894-1919*, vol. 1, New York, 1921, p.39 ; G.Kurgan-van Hentenryk, *Léopold II et les groupes financiers belges en Chine: la politique royale et ses prolongements (1895-1914)*, Bruxelles, 1972, pp.36-37 ; Girault, *Emprunts russes*, p.306 ; Dépêche de Gérard à Hanotaux, 7 juillet 1895,

- MAE (CP), Chine, tome 91, folio 82-89.
- 20) McLean, 'Foreign Office', p.317.
- 21) 独亜銀行は、ドイツ政府のイニシアティブの下に、「ドイツ金融とドイツ諸銀行全体の利益を極東で代表する機関として」、1889年2月12日に創設された。創立資本金は500万上海タエル taels (テール) であり、5000株に分割された創立株は、ディスコント・ゲゼルシャフトを中心としてベルリンのほぼ全ての大銀行や金融機関によって引き受けられた。独亜銀行への資本参加の内訳は以下の通りである。
- | | | |
|---|-------|-------------|
| Disconto-Gesellschaft | | 805 actions |
| Deutsche Bank | | 555 |
| S.Bleichröder | | 555 |
| Berliner Handels-Gesellschaft | | 470 |
| Jakob S. H. Stern (Francfort) | | 470 |
| Norddeutsche Bank (Hambourg) | | 380 |
| Bank für Handel und Industrie | | 310 |
| Robert Warschauer und Co. | | 310 |
| Mendelssohn und Co. | | 310 |
| M. A. v. Rothschild et fils (Francfort) | | 310 |
| Seehandlung-Sozietät | | 175 |
| Sal. Oppenheim und Co. (Cologne) | | 175 |
| Bayerischen Hypotheken-und Wachselbank (Munich) | | 175 |
- 本社は上海に置かれ、取締役会で選ばれた頭取はドイツ政府の承認を必要とした。銀行は、創業からの数年間銀価格の暴落と為替の激変のため非常な困難を経験したが、1896年から金融業務や産業業務が発展して、天津(1890年)、ベルリン(1896年)、漢口・青島(1897年)、香港(1900年)など多くの支店を設立した。Cf. Georges Diouritch, *L'Expansion des Banques allemandes à l'étranger*, Paris et Berlin, 1909, pp.624-668.
- 22) Memorandum de Sir Charles Addis, co-directeur de Londres de la Hongkong and Shanghaï Bank, 16 décembre 1914, MAE (Nouvelle Série, 以下 NS), Chine, vol.373, folio 106-108 ; Dépêche du marquis de Noailles, ambassadeur à Berlin, à Hanotaux, 24 février 1898, MAE (NS), Chine, vol.352, folio 72 ; King, *Hongkong Bank in the Period of Imperialism*, p.270 ; Edwards, *British Diplomacy*, p.12-13 ; du même, 'The Origins of British Financial Cooperation with France in China, 1903-6', *English Historical Review*, N° 339, 1971, p.316.
- エドワーズによると、イギリス政府はこの秘密協定の内容を1905年1月に至るまで知らされていなかった。
- 23) Télégramme de Berthelot à Gérard du 14 janvier 1896 et Dépêche de Gérard à Berthelot du 20 janvier 1896, MAE (CP), Chine, tome 93 (頁付け無し).
- 24) Télégramme de Berthelot à Gérard du 21 janvier 1896, MAE (CP), Chine, tome 93.
- 25) Télégrammes de Gérard à Berthelot, 9 et 12 février 1896, MAE (CP), Chine, tome 93 ; Dépêche de Berthelot à Doumer, 10 février 1896, MAE (NS), Chine, vol.350, folio 9-10.
- 26) G. リヨンは、フランスを代表する大化学者・外相マルスラン・ベルトロの長女エレーヌ Hélène (1895年死去) と結婚していた。リール大学の教授、学長を歴任した。

- Cf. Daniel Langlois-Berthelot, 'Philippe Berthelot et sa famille', *Bulletin de la Société Paul Claudel*, numero spécial (28), Octobre 1967, pp.37-41.
- 27) Note manuscrite de G. Lyon du 14 février 1896 et Télégramme de Berthelot à Gérard du 14 février 1896, MAE (CP), Chine, tome 93.
- 28) Note manuscrite de Jusserand, sous-directeur de la Direction politique, du 15 février 1896, MAE (NS), Chine, vol.350, folio 14-15.
- 29) Note manuscrite de Jusserand du 15 février 1896, ibid.
- 30) Note manuscrite de Jusserand du 19 février 1896, MAE (NS), Chine, vol.350, folio 18-19. 露清銀行については、拙稿「1914年前の東アジアに於けるフランス外交政策と銀行資本（上）」『東洋研究』第139号、2001年、参照。
- 31) Note manuscrite de Jusserand du 22 fév.1896, Dépêche de Rothstein à Noetzlin, administrateur de Paribas et de la Banque Russo-Chinoise, du 21 février 1896 et Dépêche de Montebello à Hanotaux du 12 mai 1896, MAE (NS), Chine, vol.350, folio 22-23, 24 et 51⁴⁻⁵.
- 32) Télégramme de Berthelot à Gérard du 2 mars 1896 et Note manuscrite du 2 mars 1896, MAE (CP), Chine, tome 93.
- 33) Télégramme de Gérard à Berthelot du 12 février 1896, Télégramme de Berthelot à Gérard du 2 mars 1896, Note de la main de Doumer du 4 mars 1896 et Télégramme de Berthelot à Gérard du 4 mars 1896, MAE (CP), Chine, tome 93.
- 34) Télégramme de Gérard à Berthelot du 7 mars 1896, MAE (CP), Chine, tome 93.
- 35) Télégramme de Berthelot à Gérard du 8 mars 1896, MAE (CP), Chine, tome 93.
- 36) Dépêche de Doumer à Berthelot du 2 mars 1896, MAE (NS), Chine, vol.350, folio 47 ; Dépêche de Gérard à Hanotaux du 5 mai 1896, MAE (CP), Chine, tome 94, folio 157.
中国政府が借款契約を急いだのは、1896年3月中に日本へ第2回目の賠償金を支払わねばならなかつたからである。
- 37) Dépêche de Montebello à Hanotaux du 12 mai 1896, MAE (NS), Chine, vol.350, folio 51⁴⁻⁵.
- 38) Dépêche de Gérard à Hanotaux du 5 mai 1896, MAE (CP), Chine, tome 94, folio 157-159.